

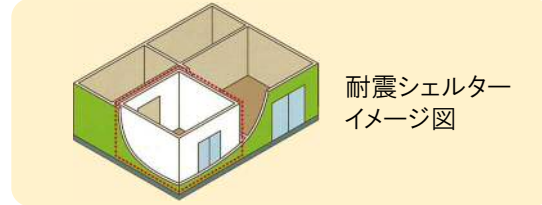
05 減災化の促進



■住宅の減災化の促進

耐震化が困難な住宅については、「住宅の倒壊から人命を守る」という観点から減災化の促進を図ります。

木造住宅	段階的耐震改修費補助
	耐震シェルター整備費補助



■住宅以外の建築物の減災化の促進

住宅以外の建築物(特定既存耐震不適格建築物等)についても、耐震化が困難なものについては減災化の促進を図ります。

- ・非構造部材の安全対策(窓ガラス・天井の落下防止対策)
- ・家具等の転倒防止対策
- ・実施可能な減災対策のあり方の検討【新規】

■関連する安全対策

- ・ブロック塀等の安全対策
- ・エレベーター・エスカレーターの安全対策
- ・建築物の敷地の安全対策
- ・建築物の耐震性の維持

06 普及・啓発



■普及

- ・耐震化工法:安価な耐震化工法の普及
- ・情報発信:パンフレット等の作成、インターネットによる情報提供、ダイレクトメールの送付

■啓発

- ・耐震出前講座の開催
- ・イベントにおける啓発活動
- ・建築関係団体等との協働による活動
- ・相談窓口の設置:耐震診断、耐震改修、減災化対策の相談窓口の設置
- ・耐震事業者情報:あいち耐震改修ポータルサイト
- ・豊橋市建築物耐震診断・耐震改修設計技術者名簿の公表(市HP)
- ・他分野の部署との連携【新規】

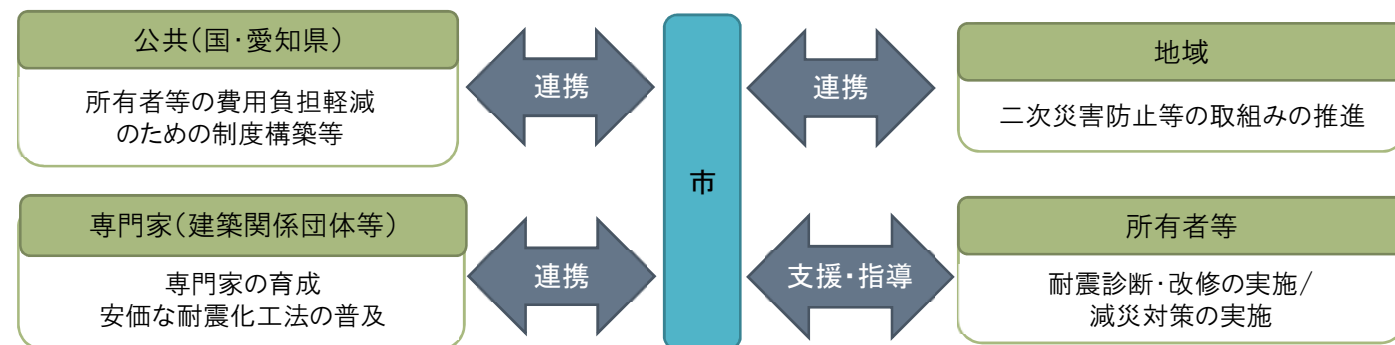


07 計画達成に向けて



■連携体制

公共(国・愛知県)、専門家(建築関係団体等)、地域(自治会等)と連携し耐震化を促進していきます。



■PDCAによる見直し

目標の達成に向けてPDCAサイクルによる計画の進捗管理を行い、必要に応じて新たな施策に取り組んでいきます。また、その結果についてホームページで公表していきます。

問合せ先: 豊橋市 建設部 建築物安全推進課
住所: 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地(豊橋市役所 東館3階)
電話番号: 0532-51-2579 E-mail: kenchikuanzen@city.toyohashi.lg.jp
URL: https://www.city.toyohashi.lg.jp/



豊橋市 建築物耐震改修促進計画 2021-2025 (概要版) 〈令和3年3月〉

豊橋市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下、「法」という。)に基づき、平成20年3月に「豊橋市建築物耐震改修促進計画」を策定しました。その後、平成25年11月に改正法が施行されたことを受け、平成26年3月に見直しを行い、令和2年度までの7年間、建築物の耐震化の促進に取り組んできました。

今回の改定は、これまで取り組んできた計画の計画期間終了に伴い、豊橋市の耐震化の現状について確認するとともに、国及び愛知県の耐震化の目標に即した新たな目標を定め、更なる耐震化の促進に向けた計画をお知らせするものです。

01 計画の基本事項

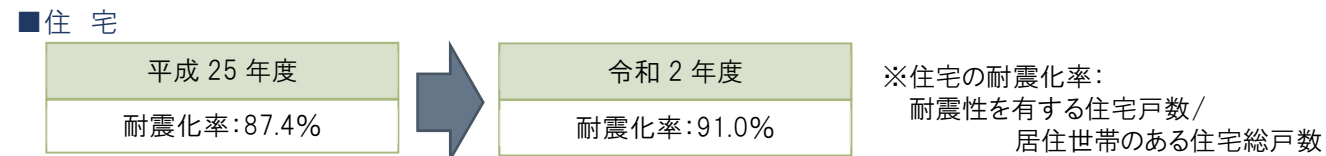


- 対象区域 豊橋市全域とします。
- 計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。
- 対象建築物 すべての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前に着工された建築物のうち耐震性のない住宅や特定既存耐震不適格建築物、並びに耐震診断義務付け対象建築物の耐震化を促進していきます。

住宅	戸建て住宅、長屋、共同住宅(賃貸・分譲)を含むすべての住宅	
特定既存耐震不適格建築物	①多数の者が利用する建築物(法第14条第1号)	
	②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(法第14条第2号)	
	③通行障害既存耐震不適格建築物(法第14条第3号)	
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物(法附則第3条第1項)	
	要安全確認 計画記載建築物	防災上重要な建築物(法第7条第1号) 通行障害既存耐震不適格建築物(法第7条第2号・第3号)

- 計画の方針 今回の計画では、新たに国や愛知県が示す目標等を踏まえ、住宅と耐震診断義務付け対象建築物に対する耐震化の目標及び地震発生時の被害を軽減させる建築物の減災化の目標を定めます。地震対策を通じた持続可能なまちづくりを推進するため、SDGsの基本理念を踏まえ、本計画に定める目標の達成に向け、建築物の耐震化に加え、減災化にも努めます。

02 耐震化の現状



平成25年度 耐震性を有する住宅 125,120戸	→ 耐震化 9,950戸 →			令和2年度 耐震性を有する住宅 135,070戸
耐震化率 87.4% (125,120戸/143,190戸)	建替え等により 耐震化された戸数 3,980戸	世帯増による 新築された戸数 5,290戸	7年間の耐震化 施策実施戸数 680戸	耐震化率 91.0% (135,070戸/148,480戸)

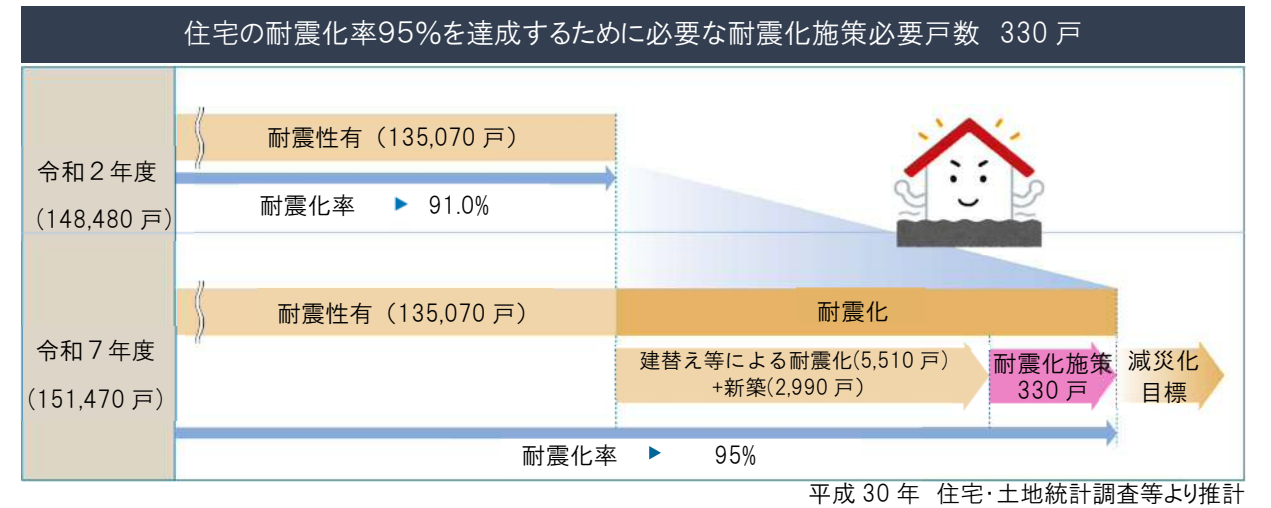
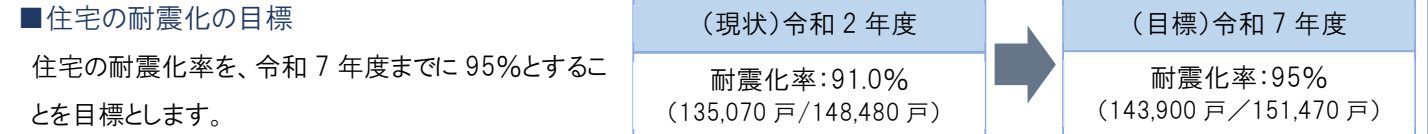
平成30年 住宅・土地統計調査等より推計

■ 特定既存耐震不適格建築物

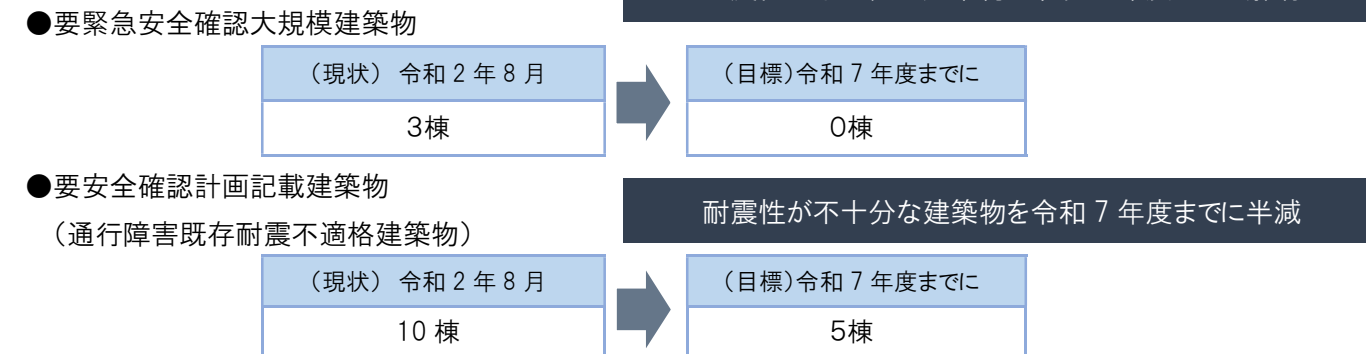
平成25年4月時点	追加後※	→	令和2年8月時点
338棟	565棟		357棟

※特定既存耐震不適格建築物は、前計画期間中に法第14条第2号に該当する建築物が追加確認されたことや、法第14条第3号に該当する市指定緊急道路沿道建築物が追加されたことにより、対象建築物の棟数が増加しました。

03 耐震化・減災化の目標



■ 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標



■ 住宅の減災化の目標



04 耐震化の促進



「建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性についての啓発」や「耐震改修促進税制の積極的な周知」に取り組むとともに、耐震診断や耐震改修等の補助制度等を活用しながら、建築物の耐震化の促進を図ります。

■ 住宅の耐震化促進のための施策

木造住宅	無料耐震診断
	耐震改修費補助
非木造住宅	解体工事費補助
	耐震診断費補助
	耐震改修費補助

■ 住宅以外の建築物の耐震化促進のための施策

要緊急安全確認大規模建築物	耐震改修費補助
要安全確認計画記載建築物	耐震改修費補助【新規】
特定既存耐震不適格建築物	耐震診断費補助
	耐震改修費補助【新規】

・耐震改修促進税制(所得税・固定資産税)の周知
 ・豊橋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの実施

・特定既存耐震不適格建築物等(民間)の指導等
 耐震化を早期に推進するため、定期的に特定既存耐震不適格建築物等の状況について調査し、必要に応じて指導・助言、指示、公表などを行います。